

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	深川市
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>IRUにより整備した光幹線網などの資産管理は市町村の責務となっており、将来的な更新負担はもとより、設備の維持管理や道路改良工事などによる改修経費などの負担と、これらの事務負担は市町村行財政に新たな負荷となっている。ましてIRU導入の市町村には、これまで民間が独占的に行ってきた通信技術分野を管理監督する体制など、整えることはできないことから、住民への安全で安定したサービスの維持に絶えず不安を抱えている。</p> <p>これまでIRUにより整備した光ブロードバンド設備を民間通信事業者に無償譲渡を可能とするとともに、今後は、不採算地域においても市町村を介することなく、都市部と同様、通信事業者の責任においてブロードバンド化を進めるよう制度を改めていただきたい。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	